

モビリティ: 税務アラート

2019年6月

オーストラリア

ATOが、シャドーペイロールに関するシングルタッチペイロールの取扱い方法について最終ガイダンスを発表

エグゼクティブサマリー

2019年7月1日より、豪州内のほぼ全ての雇用主は従業員に対しシングル タッチ ペイロール(STP)を適用しなければなりません。この制度では、従業員に対する給与支払い時、給与の詳細についてオーストラリア国税庁(ATO)に対してリアルタイムに報告することが求められます。

- ▶ ATOは、外国籍の従業員(駐在員)を雇用する雇用主に対して適用されるSTPの優遇措置についての最終ガイダンスを6月末に発表しました。当該優遇措置は以下の条件をすべて満たす場合に適用されます。
- ▶ 当該駐在員の雇用主が、オフショア組織であること(例:オーストラリア税法において非居住者である組織)
- ▶ 当該駐在員が、オーストラリアに配置転換されていること
- ▶ 当該駐在員の基本給の全体または一部およびその他の報酬が、オフショア組織から支払われていること
- ▶ 当該駐在員に対して、シャドーペイロールが設定されていること。

2019年7月1日以降、雇用主は上記の駐在員についてSTP要件を遵守する必要があります。

ATOは、海外給与情報の収集や年末調整の計算などの課題により、駐在員についてリアルタイムでSTP関連の情報を報告することはほとんどの状況で不可能であると認識しています。このことから、2019年7月1日より該当する駐在員に対しSTP報告の優遇措置を正式に決めました。

これらの優遇措置によりコンプライアンス負担がいくらか軽減される一方で、シャドーペイロールと出張者の支払いデータの計算および報告に関するプロセスがより迅速であることが重要となります。

主なポイント

広範囲にわたる協議を経て、ATOは、オーストラリアで働く駐在員のシャドーペイロールに適用されるSTP報告要件の最終版を発表しました。この新たなアプローチは、2019年7月1日から適用され、これまでに伝えられていた見解とほぼ一致しています。主な内容は以下の通りです。

- ▶ オーストラリア国税庁長官は、シャドーペイロールの算定に必要な時間を与え、同時に合理的な範囲内の正確性を期するため、該当する駐在員への給与支払い後の翌月最終日までの報告猶予措置を継続的に適用します。たとえば、8月にシャドーペイロールの基で駐在員に支払われた給与は、9月末までの報告とすればよいことになります。
- ▶ オーストラリアで課税される短期出張者はSTPの対象となります。雇用主は、オーストラリアでの課税される従業員の特定後14日以内に、必要な情報をSTPと通して提出する必要があります。
- ▶ ATOは、限定的で例外の状況の場合、(適用される優遇延期措置に加えて)追加でSTPの延期措置を認めることができます。この申請には、検討の要請を裏付ける説明と証拠と共に、特定の申請書をATOに提出する必要があります。ATOは、近日、申請書の詳細を発表する予定です。
- ▶ シャドーペイロール対象となる駐在員に関する年末STP確定の提出期限は、2018/19年度および2019/20会計年度のみ、各該当年度終了後、9月14日まで延長されます。2020/21年度以降は8月14日が通常の締切日となります。



Building a better
working world

- ▶ ATOは、駐在員に関するSTP報告は通常のSTP報告イベント(給与支払い日)と一緒にSTPの報告を行うか、もしくは入国赴任者のみを対象とする給与支払イベントとしてローカルスタッフから分けて別個のSTPのレポートを行うことが可能であることを明確化しました。別個の支払イベントが採用される場合には、実際の給与支払日を、可能な限り報告日として採用する必要があります。
- ▶ 各年度末である6月分の駐在員の給与支払いについてどのように対処すべきかについても詳細なガイダンスが示されています。

上記に加えて、源泉徴収の変更額が0ドルと認められている場合、シャドーペイロール対象となる従業員に対して外国企業の雇用主がSTPによる報告を要求されないことがATOにより明確にされました。源泉徴収額0ドルまでの変更は、雇用主の状況に応じて(通常は例外的な状況においてのみ)、ATOによって個別に査定され、認められます。外国企業の報告要件は、源泉徴収額変更に関する通知に明記される別のプロセスを介して行われます。

合理的な見積りの使用

ATOは、雇用主が優遇的STP報告義務を果たすのにあたり、従業員報酬に関する全ての情報がタイムリーに入手できない場合もあることを認識しています。この場合、ATOは、雇用主が当該従業員に関する年度末の最終申告を提出する前に修正することを条件に、従業員の実際の報酬額の代わりに合理的な見積りを使用が認められることを明らかにしました。

ATOによって示された合理的な見積りの例は、以下の通りです。

- ▶ 正確な通貨換算レートが入手できない場合は、正確なレートが入手可能になるまで、最新の入手可能なレートまたは平均レートを使用して、報告義務のある金額を算定する。
- ▶ 海外からの情報の入手が遅れているが、従業員が過去受け取っている月給に調整がほとんど必要なかった場合は、従来からの給与支払額を報告し、将来情報を入手した時点で調整を行う。
- ▶ 給与算定上、ある金額をどのように分類するかについて不確実性がある場合は、不確実性が解決した時に(必要に応じて)その金額を含めるか除外するかについて判断し、修正する。

6月の支払い

優遇的STP報告要件により、6月のシャドーペイロール上の給与計算項目は7月31日までに提出する必要があります。通常のSTPは給与支払い日にリアルタイムで提出されるため、ATOは6月分の支払額の適正な年度へ正しく割り振りがなされるかを懸念しています。

このため、6月のシャドーペイロール上の給与計算項目は、次のいずれかの方法でSTP上、申告することが求められています。

- ▶ 関連する支払いが6月に行われたものとして正しく割り振られるために、入国赴任者用の支払イベントをローカルの7月分とは別個提出する。
- ▶ 各従業員の年累計額(6月に提出済み)に駐在員の6月分シャドーペイロールの金額を組み込み、修正したものを再度提出する。

2018/19(2018年7月1日~2019年6月30日)会計年度報告

シャドーペイロール対象の駐在員に関するSTP報告は、2019/20会計年度から必要となります。しかし、雇用主が2018/19会計年度においてシャドーペイロールについて自主的にSTPによる報告を行う選択した場合、ATOは、年度末STP確定の提出期限を2019年9月14日まで延期することを明らかにしました。

しかしながら、現在のSTPシステムはまだ開発段階のため、雇用主がシャドーペイロールを運用しているかどうかATOが識別できないことが留意すべき点となります。したがって、ATOが従業員に関する「未処理」の最終申告を確認した場合は、これを検証するために、ATOは雇用主に連絡することがあります。給与計算チームまたは任命されたSTP担当者は、ATOからこうした照会があることを認識し、それに応じて回答または照会できることが重要となります。

私たちが提供する支援

多くの雇用主にとって、海外赴任者への給与支払いに関する最大の課題は、複数のデータソースを管理し、コンプライアンスを徹底するために信頼できる報告体制を提供すると共に、当該赴任者に対する透明性を維持することです。多くの企業のモビリティ担当チームでは、この課題に取り組むのに必要な業務リソース、プロセス、および技術が不足しているため、雇用主および従業員による報告が適切に行われていない、その内容が正確でない、あるいは源泉徴収の納税が遅れるというリスクが常に存在しています。コンプライアンスを遵守しない場合、非常に大きなコストが発生する可能性があり、これらの問題点はその性格から企業の業務を混乱させ、名声を毀損するリスクをもたらすものです。STPの要件は、適時かつ正確なデータの必要性をさらに高めます。

EYが提供するエンドツーエンドのグローバル報酬サービス(GCS)ソリューションは、雇用主が本国および海外の両ロケーションにおける現地の納税および社会保障制度上の報告要件を遵守する一助となるように設計されており、これにより罰金が課されるリスクを最小化できるだけでなく、グローバル全体の報酬データを継続的かつリアルタイムに集計することができます。当該データは一貫したプロセスに基づいて収集、検証されます。私たちはこれに基づき、毎月ベースで支払うべき所得税および社会保障料を算出すると同時に、STP要件に基づくYTDの支払分を継続的に調整するだけでなく、給与支払部門に適切な指示を送り、詳細な報告および業務関連のアナリティクスを提供します。これには、一連のプロセスを自動化することを含み、そうすることによって、データの正確性を維持し、エラーや見落としのリスクを最小限に抑えながら、業務関連および規制関連の短い納期に対応することができます。

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

Ernst & Young LLP is a client-serving member firm of Ernst & Young Global Limited operating in the US.

© 2019 EYGM Limited.
All Rights Reserved.
EYG no. 002978-19Gbl

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com

次のステップ

2019年7月1日からシャドーペイロール対象の駐在員に関するSTP報告が義務化されるため、雇用主は、以下の事項に対処することが重要となります。

- ▶ 延長された報告提出期限を厳守できるように、社内の当該部署または税関連プロバイダーと連携して、海外給与および福利厚生データを適時に取得できるプロセスを確立する。
- ▶ 税関連サービスプロバイダーと連携して、コスト競争力を維持しながら、延長された報告提出期限を遵守するのに十分な余裕を持ってシャドーペイロールに関する指示を受領できるよう関連のスケジュールおよびプロセスを確立する。
- ▶ STP関連においてATOとの対応を管理している給与計算チームが、シャドーペイロール対象の従業員に適用されている優遇措置を認識し、延期された報告期限に関するATOの問い合わせに適切に回答または照会できるようにする。
- ▶ 「二重退職年金保険」に対処する国際社会保障協定を参照して、保険の適用証明書が整っているか、または確定されていることを確認する。

貴社におけるニーズに最適なエンドツーエンドの報酬関連サービスについて検討されている場合は、ぜひEYの現地アドバイザーあるいは以下の担当者にお気軽にご連絡ください。

Contacts

貴社のJBS担当者あるいは、下記に記載されている各地域のJBS担当窓口までお問い合わせください。

National

菊井隆正 Takamasa Kikui
Partner
JBS APAC/Oceania Leader
+61 2 9248 5986
takamasa.kikui@au.ey.com

Sydney

新井康弘 Hiro Arai
Human Capital
+61 2 9694 5882
hiro.arai@au.ey.com

Sydney/Melbourne

篠崎純也 Junya Shinozaki
Director
JBS NSW Leader
+61 2 9248 5739
junya.shinozaki@au.ey.com

Sydney/Brisbane

渡辺登二 Toni Watanabe
Director, Tax
+61 2 9248 4771
toni.watanabe@au.ey.com

Perth

井上恵章 Shigeaki Inoue
Director, Tax
JBS Perth Leader
+61 8 9217 1296
shigeaki.inoue@au.ey.com